

令和3年5月28日

保護者様

加古川市教育委員会

緊急事態宣言再延長に伴う学校における対応について

平素より本市の教育活動にご理解、ご支援を賜り、ありがとうございます。

このたび、兵庫県に発出されている緊急事態宣言が6月20日まで再延長されることとなりました。緊急事態宣言が再延長されている期間(6月1日～6月20日)における学校教育活動を以下のとおりといたします。

つきましては、引き続き、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(令和3年度 第1版)」に基づき、感染防止対策の徹底を図ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況により変更される場合があることを申し添えます。

記

1 登校方法

- ・通常登校とする

2 学校生活における感染症対策

(1) 3密の防止

- ・換気は可能な限り常時、困難な場合は2方向の窓を30分に数分間程度全開するなどこまめに行います
- ・児童生徒の間隔を、1mを目安に学級内で最大限の間隔をとるよう配席します
- ・基本的には常時マスクを着用します。ただし、体育科の授業や登下校時には、熱中症対策としてマスクを着用しません。マスクをはずしての会話を行わないことを徹底します
- ・飛沫を飛ばさないような席の配置、会話の際にはマスクの着用を徹底します

(2) 検温及び出欠

- ・家庭での毎朝の検温の徹底をお願いします
- ・発熱、咳、だるさなど風邪症状がある場合は「出席停止」とし、登校再開は症状が改善した翌日からとします(同居家族に風邪症状が見られる場合も同様とします)

3 教育活動

- ・長時間、近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動、近距離で活動する運動、実験・観察、共同制作など、感染リスクが高い教育活動は行いません
- ・参観日・運動会など、校内に外部から大勢の人が参加する学校行事は延期または中止とします
- ・泊を伴う学校・学年行事は延期します
- ・水泳指導は、緊急事態宣言再延長期間中は実施しません。緊急事態宣言解除後の水泳指導は、指導体制の確保等学校の実情により実施の可否を判断します
- ・トライヤル・ウィーク体験活動における事業所での活動は実施しません

4 部活動

- ・平日(4日)は、以下の感染症対策を徹底したうえで、2時間以内で校内のみ実施します
- ・土日は原則休止とします
- ・兵庫県中学校体育連盟・兵庫県教育委員会が主催する大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する全国大会につながる大会への参加は可とし、その場合に限り、3週間前から土日のうち、いずれか1日、3時間以内を厳守し、感染症対策を徹底したうえで、練習を実施します

5 その他

- ・感染の不安・心配の理由がある場合は、欠席とはなりませんので、学校に連絡をお願いします
- ・休日や放課後の不要不急の外出は控え、うがい・手洗いを励行してください
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください
- ・児童クラブについては、通常の活動となります
- ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、行き帰りには、マスクの着用を徹底させてください
- ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しないようにしてください